経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

化学物質規制と我が国企業のアジア展開に関する研究会　取りまとめ

製品含有化学物質の情報伝達スキームの在り方について（詳細資料）

平成 26 年 3 月 19 日

1.　はじめに 2
1.1　サプライチェーンにおける製品含有化学物質の管理と情報伝達を巡る現状認識 2
1.2　新たな情報伝達スキームの基本要件 5
1.3　検討のための用語の共有 6
2.　新たな情報伝達スキームの具体的考え方 8
2.1　スキーム全体に関わる論点 8
2.1.1　情報共有の範囲とする化学物質（物質リスト） 8
2.1.2　責任ある情報提供 9
2.1.3　川下事業者における完成品の遵法判断の考え方への対応 12
2.1.4　製品の全重量に対するカバレッジ 12
2.1.5　製品の識別コードの取扱い 13
2.2　データフォーマット 14
2.2.1　成形品の含有化学物質情報のためのデータフォーマット 14
2.2.2　化学品の含有化学物質情報のためのデータフォーマット 16
2.2.3　新スキームにおける情報伝達、情報作成について 17
2.3　データ作成支援ツール 17
2.4　IT システム 18
2.5　新スキームの運用支援 21
2.5.1　変換工程等における製品含有化学物質情報の作成支援 21
2.5.2　中小企業への普及・支援策 22
2.6　今後更に検討すべきその他の論点 23
3.　新スキームの運営組織・体制、経営基盤、移行ステップ・スケジュール 25
3.1　新たな情報伝達スキームの運営のための組織体制 25
3.2　新スキーム運営組織の経営基盤のイメージ 26
3.3　新スキームへの移行ステップ・スケジュール 27
3.4　新スキームの具体化に向けた今後の主な課題検討 29

1. はじめに

1.1　サプライチェーンにおける製品含有化学物質の管理と情報伝達を巡る現状認識

・製品含有化学物質規制は、欧州、米国、アジア諸国など世界各地域で導入・強化されつつある。

現在のものづくりにおいては、国際分業が進み、グローバルに拡がるサプライチェーンを通じて様々な製品が製造され、製品も世界各国に販売されている。一方、化学物質管理は地球環境に関わる重要な課題として認識され、国際的な取組が進められている。化学物質のリスク評価に基づく適正な使用や、ライフサイクル全体の管理が目指されており、成形品中の化学物質についても焦点が当てられている。

そのような中で、製造業界は、化学物質の影響からの人の健康の保護と環境の保全、より安全な製品の製造・流通という目標を共有して、取組を進めるべき立場にある。

具体的には、EU RoHS 指令等のような製品環境配慮の一環としての含有化学物質規制に加えて、EU REACH 規則のように化学物質そのものを対象とする含有化学物質規制も拡大しており、規制への対応がサプライチェーンでものづくりに関わる事業者にとって喫緊の課題となっている。

例えば、EU REACH 規則では、届出や情報伝達の対象となる認可対象候補物質が追加されて 100 物質を超え、改正 RoHS 指令では、CE マーキングが導入され、対象物質の追加も検討されている。また、REACH 規則や RoHS 指令に類似した規制が、アジア諸国等で導入されている。

・サプライチェーンの分業で製造される製品の規制遵守は、企業間で伝達される情報に大きく依存する。
・各企業は、自社製品が直接的に関わる規制に対応するだけでなく、自社製品を供給するサプライチェーンを通じて関係する規制にも、ビジネス上、間接的に対応する必要がある。

サプライチェーン上の各企業が最終製品の規制遵守に資する含有化学物質情報を提供するためには、前提として、設計・開発から購買、製造、引渡しまでの過程において、各企業が製品含有化学物質の適切な管理を行う必要がある。

製造業のサプライチェーンは、国境を越えて国際的に拡がっている。しかし、製品含有化学物質に対する規制は、対象となる化学物質、含有制限（最大許容濃度）や管理当局への届出、情報提供、規制遵守のエビデンス整備など、規制の内容や求められる対応が国・地域や製品分野によって異なる。

事業者は、自社製品が直接的に関わる規制に対応する必要があるだけでなく、最終製品の仕向国の法規制に対する遵法判断に必要不可欠な情報など、自社製品を供給するサプライチェーンを通じて関係する規制にも、ビジネス上、間接的に対応しなければならない状況にある。

・サプライチェーンを通じた情報伝達の取組は進展しているが、未だ円滑に伝達されているとは言い難い状況にある。

情報伝達が十分円滑に進まない原因として、以下のような点が考えられる。

［川上（化学品）］

- 閾値が示されない「非含有証明」や分析データの提供を要求される場合があるが、閾値なしに「非含有」を示すことは実際上不可能である。
- あらかじめ実施していない多数の製品の分析データを要求される場合、大きな負荷となる。
- 一部の混合物において、含有化学物質情報が企業機密・ノウハウとなっており、そのような混合物の調達者は、その含有化学物質情報を入手できない場合がある。製品の例としては、塗料、インク、接着剤、オイル・グリス、添加剤などが挙げられる。営業秘密情報（CBI）に関する何らかの統一的な考え方の整理が必要である。

［川中（化学品→成形品の変換工程）］

- サプライチェーンの川中で、化学品は成形品に変換される。この化学品から作られる成形品に含有される化学物質は、通常これ以降のサプライチェーンの中で変化することがない。塗装やめっきなど、母材となる成形品に新たな成形品を付加する場合も同様と考えれば、それ以降のサプライチェーンで供給される製品は、化学品から作られる成形品の組み合わせとなる。川中で製造される成形品の製品含有化学物質の情報は、原材料の化学品の情報とは異なり、新たに成形品の含有化学物質情報として作成されるべき重要な情報である。
- このように川中以降で授受される成形品の含有化学物質情報は、川中の事業者から提供される情報が出発点となるにも関わらず、適切に提供されない場合が多い。
- 川中で製造される成形品の情報提供が不十分となる原因としては、化学的な知見を有する専門家がいない／少ないために反応工程を経た化学物質の認識に差があり、化学品から変換された後の成形品の含有化学物質情報を作成できない場合等が挙げられる。
- また、川中には中小・小規模企業が多数を占める分野も多いため、サプライヤとの企業規模や取引量の関係で情報が円滑に提供されない場合があるほか、マンパワーの不足で対応できないことも考えられる。

［川下（最終製品メーカー等）］

- 製品含有化学物質情報について、個社独自の書式でサプライヤに回答を要求している場合があり、サプライチェーンの負荷を増大させている。（ただし、製品個別の規制や環境ラベルへの対応などで、別の書式をサプライヤとの合意の上、追加的に用いている場合等もある。）
- 川下の段階で、最終製品の製含有化学物質を全て確認することは困難であり、川下の事業者だけで規制に対応することはできないため、川上・川中の協力を必要としている。
- （必ずしも川下に限らないが、特に川下最終製品メーカである大企業の）各社においては、社内システムの構築・改修、社内担当者やサプライヤの教育・研修など多額の費用が負担となっている。

［中小企業］

- 会社の規模が小さく、製品含有化学物質情報の授受が大きな負担となっている。
- 特に、複数のデータフォーマットが用いられているため、その対応負荷が問題となっていることが指摘されている。結果的に、肝心の製品含有化学物質管理に十分な工数を割けない状況も問題として認識されることが重要である。
- 中小企業でも、調達品や製造工程を適切に管理し、自社製品の含有化学物質情報を確実に提供している事業者も少なくない。事業規模による制約があることには配慮する必要があるが、グローバル化の進む中でものづくりを続けるためには、たとえ国内の取引先のみと取引を行う中小企業であっても、サプライチェーンを通じて関係する国の法規制には対応する必要がある。

［商社］

- 商社がサプライチェーン中に介在した場合に、含有化学物質情報の伝達が滞る場合がある。
- その要因としては、混合物の成分情報が機密情報であるとして商社に情報が提供されない場合、多数のサプライヤの製品を多数扱うために情報の入手・提供が困難な場合、商社の業務の範囲に製品含有化学物質情報の授受が含まれていない場合など複数の原因が考えられる。
- 一方、サプライヤの製品含有化学物質管理状況を確認し、含有化学物質情報を入手・管理して、顧客に提供している商社もあり、そのような取組は競争力となっていると考えられる。

［（参考）情報伝達スキームの標準化に関する現状］

・現状において、電気電子分野が関わる製品含有化学物質の情報伝達の標準スキームとして、JAMP 及び旧 JGPSSI の 2 つが存在（他に自動車分野の IMDS も存在）。かつ、それらの「標準スキーム」による情報伝達は合計 4 割に満たず、6 割以上は各個別企業の自社様式となっている。サプライチェーンの川中の事業者は、これら多大な数のスキームに対応しなければならず、過大な負担を負っているケースもある。

顧客から要求される様式の割合
（中小企業 164 社、複数回答あり）

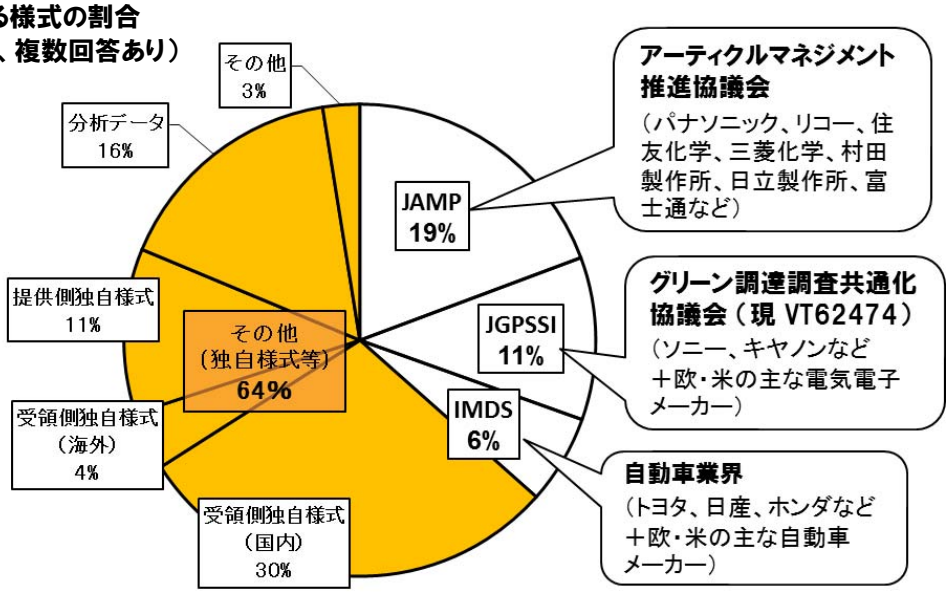

（出典：平成 23 年度経済産業省委託調査 製品含有化学物質の情報伝達の実態に関する調査）

図 1-1 情報伝達スキームの利用状況

- 個社独自の書式が使用されていると、自社製品の含有化学物質情報を整備している場合でも、回答の作成に手間がかかり、過大な負荷となっている。
- 標準スキームの書式が使用されている場合でも、古いバージョンが使われ続けたり、書式の使用ルールに違反した顧客要求等により、負荷が大きくなっている場合がある。
- 標準スキームでは入手できない情報を入手するために、追加調査が行われている。その調査も個社独自の様式で行われていることが多い。

・サプライチェーンの中途で情報伝達が途切れる場合には、その川下の企業が高額な分析を要求されることも多く、情報伝達が円滑であれば不要となる分析コストは、日本企業全体では莫大な金額になると推定される。

- なお、分析については、川下の企業から要求されるケースのほか、RoHS 指令のように含有規制の対象となる製品の場合には、サプライヤから適切な情報を入手できなくてもその部品等を採用するような場合に、製品保証のために自ら分析を行うことも考えられる。いずれにせよ、情報伝達が適切に行われていれば不要となる分析コストが発生することとなる。

表 1-1 化学物質管理対応コスト

企業が負担している管理コスト（大企業 65 社、中小企業 74 社の平均値）（万円／年）

大企業	平均値	うち分析費
川上	2,523	774
川中	2,685	1,389
川下	2,871	1,909
その他	1,635	50
大企業・計	2,579	1,177

中小企業	平均値	うち分析費
川上	300	168
川中	153	87
川下	156	54
その他	418	381
中小企業・計	223	128

（出典：平成 23 年度経済産業省委託調査 製品含有化学物質の情報伝達の実態に関する調査）

1.2　新たな情報伝達スキームの基本要件

化学物質の管理が国際的に推進される中で、製品に由来する化学物質の影響からの人の健康の保護と環境の保全や、より安全な製品の製造・流通を実現し、拡大する製品含有化学物質規制に対応していくためには、サプライチェーンを通じた分業によるものづくりに対応した情報伝達の仕組みが必要である。

そのため、製品含有化学物質情報の新たな伝達スキームは、以下の要件を満たすことを目指して開発すべきである。

１．現在直面する製品含有化学物質規制への対応が可能であること。
かつ、「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」2020 年目標の達成にも貢献する、リスク評価・管理の基本となる化学物質情報を伝達可能なスキームとすること。

- 「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」2020 年目標：
  “予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順とリスク管理手順を用いて、化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを 2020 年までに達成することを目指す。”

２．業種・製品分野を限定せず、サプライチェーン全体で活用できること。
かつ、既にサプライチェーンを通じた含有化学物質の情報伝達の取組が進められている分野においては、これまでと同等以上の情報伝達・管理が可能となること。

- 新スキームは、電気電子機器等の製品分野のみならず、最終的には自動車、玩具、繊維、家具、文具、日用品など、様々な工業製品分野で活用することが可能となるよう、業界横断で合意した必要条件や仕様を基本として、個々の業界での活用度を向上させる機能付加を行えるような拡張性を持った設計とすること等が必要である。

３．単なる日本標準ではなく、国際標準（デジュール・スタンダード）を目指し得るものとすること。
すなわち、電気電子分野において既に制定されている国際規格 IEC62474 と齟齬のない仕組みとした上で、対象範囲を拡げる形で ISO/IEC 化などを目指し得るスキームとすること。

- 新スキームの国際標準化を目指すに当たっては、「製品含有化学物質管理－原則と指針（JIS Z 7201）」で規格化した製品含有化学物質管理と関連性を持たせて提案されることが望ましい。
- 国際規格化を目指すステップとして、あるいはそれと平行して、新スキーム全体を日本工業規格（JIS）とすることも有効と考えられる。
- 製品含有化学物質に関係のある国際的な取組（UNEP の Chemical in Products（CiP）Programme 等）への働きかけも重要である。

４．デジュール・スタンダードとともに、デファクト・スタンダード化の取組が重要。
そのためにも、B2B で、アジアを中心に拡がる日本企業のサプライチェーンでも有効に普及できる仕組みとすること。また、日本政府から G2G レベルの普及を行うための必要条件としても、新たなスキームを日本全体の業種横断的な仕組みとすること。

- 日本企業がサプライチェーンにおける影響力を用いて普及を図る対象としては、ASEAN 諸国等がまず考えられる。現行の「標準スキーム」を通じた各国の関連団体との関係、普及活動で築かれた現地機関等や現地の多数のユーザとの関係を最大限に活かし、新スキームの周知・普及に取り組む。
- 日本政府による G2G レベルの普及の場としては、アジア各国等との二国間化学物質管理協力の枠組、ICCM（国際化学物質管理会議）、OECD、APEC などが挙げられる。

1.3　検討のための用語の共有

情報伝達スキーム	サプライチェーンで製品含有化学物質に関する情報を授受するためのデータフォーマット、データ作成支援ツール、情報授受のための IT システム、それらを使用するための解説書･マニュアル等のドキュメントなどを含む情報伝達の仕組み。 例 1： JGP ファイル、JGPSSI 調査回答ツール、調査回答マニュアル、ツール操作マニュアルなど 例 2： JAMP MSDSplus・JAMP AIS、入力支援ツール、作成手順書・ツール操作説明書・解説書など
データフォーマット	情報伝達スキームのうち､製品含有化学物質情報のデータを記述するためのフォーマット。IEC62474 のデータフォーマットは、xml スキーマで定められている。 例 1： JGP ファイルのデータフォーマット 例 2： JAMP MSDSplus・JAMP AIS のデータフォーマット
xml スキーマ	階層構造をもった情報を､タグを使用したラベル付けによって記述するデータの仕様の一つ。
データ作成支援ツール	データフォーマットに従った製品含有化学物質情報のデータの新規作成､変更、結合（成形品のデータの複合化など）等の作業を支援するための PC 上で動作するソフトウェア。 データフォーマットの策定団体が提供する簡易ツールの他に､サードベンダーが提供する多機能ツール（ファイル管理等）もある。 例 1： 旧 JGPSSI 調査回答ツール 例 2： JAMP MSDSplus・JAMP AIS 入力支援ツール
IT システム	製品含有化学物質情報のデータを､サプライチェーンにおいて効率的に授受するためのデータベース、情報交換ポータルなどのシステム
化学物質	天然に存在するか､又は任意の製造過程において得られる元素及びその化合物。
混合物	二つ以上の化学物質を混合したもの。
成形品	製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終製品の機能を大きく決定づけているもの。
化学品	化学物質及び／又は混合物。
部品	完成品に至るまでの成形品。
完成品	化学品及び／又は部品を組み合わせたり､加工したりして製造した最終の成形品。
製品	組織が、その活動の結果として、顧客に引き渡す化学品、部品及び完成品。
サプライチェーン	供給者及び顧客の連鎖。
製品含有化学物質	製品中に含有されることが把握される化学物質。
業界基準	各産業が構成する団体が作成し、かつ、公表している製品含有化学物質の管理に関する基準。

※原則として、JIS Z 7201:2012 の用語の定義による（上記のうち、化学物質以下の用語）。

IEC 62474	国際電気標準会議（IEC）が制定し、2012 年 3 月に発効した国際規格であり、サプライチェーンの各社間で流通するマテリアルデクラレーション（構成材料／含有物質の情報伝達）に求められる各種の要件（基本要件とオプション）、対象とする化学物質の選定基準やデータ交換の方法について規定している。対象とする化学物質リストは法規制などの動向により見直す必要があり、データ交換の仕様（XML スキーマ）も改善が必要とされる場合があるため、IEC62474 本文には含めず、IEC が運営管理する公開データベース（IEC62474 データベース）に掲載することにより、適宜改訂が可能な方法を採用している。
BOMcheck	英国 ENVIRON 社が運営する集中管理型の情報伝達システム。医療電子機器から、電気・電子機器、半導体等まで対象を拡大。主なユーザは欧州、中国、欧米のサプライヤを中心に約 3,400 社。
IPC-1752A	米国電子回路協会（IPC）が制定した規格であり、製品に含有される物質の情報をサプライチェーンの企業間で共有するためのマテリアルデクラレーションについて規定している。
GADSL	Global Automotive Declarable Substance List 日米欧など各国自動車関連メーカの合意により作成された環境負荷物質の情報交換のための物質リスト。リストに掲載された物質には、使用が禁止される物質や使用していることの申告が求められる物質が含まれる。
IMDS	International Material Data System 自動車業界向けの情報伝達スキーム。自動車に使われる個々の部品の環境保全に関係する側面を管理するために、完成車メーカが共同で設立。日米欧の自動車メーカ 36 社及びその関連企業約 110,000 社が参加。
JAMP	Joint Article Management Promotion-consortium アーティクルマネジメント推進協議会（2006 年発足）。日本の川上から川下までの多様な企業が参加するサプライチェーン全体を通した情報伝達の仕組み。会員企業数は 424 社。データ入力支援ツールのダウンロード数は、のべ 27,000 件/年（2012 年実績）。
JGPSSI	Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative グリーン調達調査共通化協議会（2001 年発足）。電気電子業界が中心となって設立した情報伝達の仕組み。国際規格である IEC62474 の発効を機に、情報伝達対象物質リストの維持管理といった主な活動を IEC（国際電気標準会議）/TC111 国内委員会の分科会（国内 VT62474）に移行して 2012 年に発展的に解消。国内 VT62474 メンバーは 31 社。

2. 新たな情報伝達スキームの具体的考え方

2.1　スキーム全体に関わる論点

2.1.1 情報共有の範囲とする化学物質（物質リスト）

新たな情報伝達スキームによって、サプライチェーンで伝達される化学物質の範囲は、次のような考え方によるものとする。

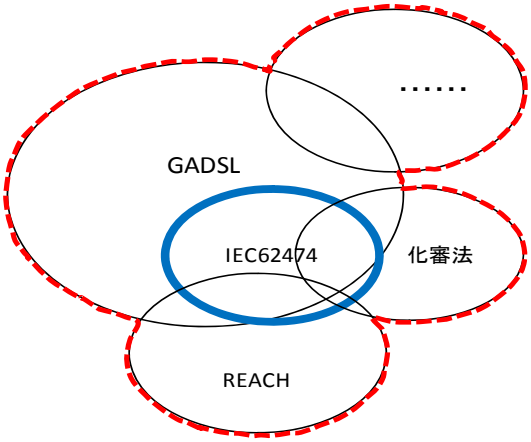

赤破線：情報伝達対象の化学物質リスト。関連する規制や業界基準の対象物質リストの和集合として設定される新スキームにおける情報伝達の範囲。

青太線：エリアの対象化学物質。エリアによって設定される対象物質の範囲。左図はIEC62474DB の物質リストを選択する場合のイメージ。

図 2-1 新スキームの物質リストのイメージ

■ 様々な製品分野や最終製品売先国の規制に対応するため、関連する法規制（REACH・RoHS など）や業界基準（IEC 62474・GADSL など）の対象物質リストの和集合として物質リストを整備する（赤破線）。これが（フルデクラレーションを行う例外的な場合を除き）サプライチェーンにおいて含有情報を共有する最大範囲となる。

- サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の伝達を確実かつ効率的なものとするためには、情報伝達対象の最大範囲とする化学物質のリストを適切かつ合理的に定め、サプライチェーンで共有することが重要である。
- 関連する法規制や業界基準の対象物質リストの和集合としての物質リスト（赤破線）の先例として、JAMP の管理対象物質リストがある。物質リストの在り方や改訂に関する会員からの意見を検討・反映する仕組みを有しているが、更なる国際的な展開のためには、改めて検討する余地がある。
- 「情報伝達対象の化学物質リスト」（赤破線）は、新スキームの運営組織によって管理される。法規制や業界基準の変更に応じて、適時、改定されなければならない。情報伝達対象の化学物質リストの対象は、所定の手続に従って、法規制・業界基準等のリスト単位で追加・削除することにより、その範囲を設定できるものとする。

［更に詳細な検討が必要な論点］

- 物質リストの和集合にどの国の法規制を加えるべきかについて更に検討が必要（特に、米国及びその特定の州における規制対象物質リストを加えるかどうか等）。
- 物質名称の付与に関し、適切なルールを設定する必要。

■ 特定の製品分野において本スキームを利用する場合には、川下事業者の製品に課せられる規制等に応じて、この物質リストに含まれる法規制・業界基準を選択し（後述の「エリア」で設定）、対象物質の範囲を設定する（青太線：上図は IEC62474DB の物質リストを選択する場合の例）。

- 特定の製品分野が、本スキームを利用する場合には、川下事業者の製品に課せられる規制等に応じて、既存の「エリア」を採用するか、「情報伝達対象の化学物質リスト」（赤破線）に含まれる法規制・業界基準から必要なもの選択して「エリア」として設定する。

- 特定の製品分野における物質リストとして、電気電子機器向けの物質リスト「IEC 62474DB」や自動車向けの物質リスト「GADSL」が作成されている。これらは、各製品に含有される可能性のある物質かつ法規制等によって含有制限や情報伝達の対象となっている物質を抽出してリストアップしたものである。特定の製品分野のサプライチェーンにおける情報伝達に特化した物質リストといえる。すでに広く活用されているリストであり、十分に尊重されるべきものである。

（注）フルデクラレーションによる情報伝達については、特定業種・用途・製品分野において必要となる場合も考えられる。そこで、データフォーマット・データ作成支援ツールの機能としては、フルデクラレーションの情報も伝達できるようにする。ただし、運用は極めて慎重に行われるべきであり、依頼側と回答側の合意等に基づいて限定的に利用されるよう、新スキームの利用ルール等に明記する。同ルールには、もしもフルデクラレーションによる製品含有化学物質情報の提供が行われた場合には、製品の含有化学物質が変わらない限り、情報提供を依頼すべきではないことも記述されるべきである。

表 2-1 （参考）現行の JAMP 管理対象物質の管理対象基準と適用範囲

物質リスト	概要	対象	
		MSDSplus	AIS
化審法［第一種特定化学物質］	2010/04/01	○	NA
安衛法［製造禁止物質］	2007/09/07	○	NA
毒劇物法［特定毒物］	2007/08/15	○	NA
EU RoHS 指令	2002/95/EC, 2011/65/EU	○	○
EU ELV 指令	2000/53/EC, 2011/37/EU	○	○
CLP［Annex VI Table3.2 CMR-Cat.1,2］ 上記に相当する Table3.1 CMR-Cat 1A,1B も対象	EC No 1272/2008, EU No 618/2012	○	○
REACH Annex XVII［制限対象物質、除：CLP Annex VI Table3.2 CMR-Cat. 1,2］	旧 76/769/EEC, EU No 126/2013	○	○
REACH 規則［認可対象候補物質 (SVHC)、認可対象物質］	認可対象候補物質は、2013/12/16 10 次公表まで。認可対象物質は EU No 348/2013 まで対応。	○	○
POPs 規則 Annex I	2012/6/20 EU No 519/2012	○	○
ESIS PBT［PBT 判定基準該当部分］	2008/10/28	○	○
GADSL	2013 GADSL Version 1.1	○	○
IEC 62474DB［substance list］	IEC 62474 D5.00	○	○

NA：適用外。川上側で非含有として管理されていて、AIS の段階では含有されないため、対象外。
（出所）J-Explanations-JAMP_Declarable_Substances-ver.4_010.pdf から引用、一部表現を修正。

2.1.2 責任ある情報提供

新たな情報伝達スキームにおける製品含有化学物質情報の授受は、サプライチェーン上における各企業が、それぞれ応分の責任を負う形で行われる必要がある。

＜成形品・化学品共通＞

■ 「責任ある情報提供」とは、一定の範囲の化学物質について、情報提供者がオーソライズした含有情報を伝達することをいう。すなわち、最終製品のサプライチェーンに関わる各企業が、情報提供の内容について応分の責任を負うことを意味する。

（注）オーソライズの実現方法として、IEC62474 では、責任者の氏名を情報項目に加えている。

- 川上側から得た情報を、定められたルールに従って、川下側に伝達することが基本となる。
- 情報提供者による製品含有化学物質情報のオーソライズは、各組織が定めた所定の手続に従って作成・確認された情報に、製品含有化学物質管理の責任者による承認として氏名の情報を追加することで行われる。製品含有化学物質管理の責任者である承認者（Authorizer）は、組織のトップマネジメントに限らず、製品含有化学物質管理の担当部署の長（例えば、部長や課長）など、組織体制に応じて決められる。所定の欄に承認者の氏名が入力されて提供された情報は、情報提供者によってオーソライズされたものと見なされる。オーソライズの範囲は、伝達する情報全体、すなわちエリアの対象を含む情報伝達対象化学物質（赤破線）が対象となる。
- 「責任ある情報提供」において情報提供者は、サプライヤから提供される含有化学物質情報等の種々の情報、科学的な知見、事業者としての経験等に基づき、情報受領者とのコミュニケーションや社会的責任の観点も踏まえて、自社製品の情報を作成し、管理し、提供する。そして、情報提供の内容について、応分の責任を負う。
- 「責任ある情報提供」は、情報受領者が情報提供者に対して、知り得ない情報を調査し続けるようなことを強いたり、高精度機器による詳細な分析を強いることではない。

＜成形品＞

■ 成形品を扱う川中・川下企業においては、以下の情報を情報提供者がオーソライズして提供することを「責任ある情報提供」とする。
  - ✓ 「エリア」によって対象を定めた範囲（**青太線**）については、その中に含まれる全物質について含有情報を提供する。
  - ✓ 物質リストの和集合（**赤破線**）のうち、「エリア」（**青太線**）の範囲外の物質については、川上側からの伝達情報等で知り得た情報を確実に川下側に伝達する（自社で情報量を削らない）。

- 成形品に関する「責任ある情報提供」とは、エリアによって定められる範囲の物質について、その含有化学物質情報を「証明・伝達」し、情報伝達対象の化学物質について、含有化学物質情報を「伝達」することである。
- 川上から情報を受領するに当たっては、上記の責任ある情報提供を満たす情報となっているか等について、情報提供者との間でコミュニケーションや働きかけをすべきである。
- エリアによる対象物質の範囲設定は、その範囲外の含有化学物質の情報提供を妨げるものではない。化学物質リスク管理の観点からは、何らかの有害性が懸念される物質について、情報が提供されるべきであり、エリアの範囲外の物質については、川上側からの情報等により知り得た情報を確実に川下側に伝達することが原則となる。

＜化学品＞

■ 化学品は情報の出発点であり、また、川中・川下で複数の製品分野に展開されることから、化学品の情報伝達については、物質リストの和集合としてのリスト（**赤破線**）をカバーする必要がある。

■ 化学品を扱う川上企業においては、上記範囲（**赤破線**）内の全ての物質について、関連する法規制等を踏まえて定められる閾値以上に含有している限り、情報提供者が含有情報をオーソライズして提供することを「責任ある情報提供」とする。

- 情報伝達すべき化学物質に対する閾値については、以下のような案が考えられる。

表 2-2 化学品に関して情報伝達すべき化学物質に対する閾値（案）

ケース	閾値	備考
法令に閾値が規定されている場合	その法令に従う。	閾値がないという場合もある（例：化審法 1 特物質）。
同一物質に対して、複数の法令で異なる閾値が規定されている場合	より低い値を、情報伝達のための閾値とする。	
法令に閾値が規定されていない場合	CMR（GHS 分類 区分 1,2）： 0.1% その他の物質： 1.0%	UNEP CiP プログラムの Guidance を参考とすることが考えられる。

（注）関連する法規制等の対象となる化学物質（**赤破線**に含まれる物質）の含有情報は営業秘密情報（CBI）に該当しないこと等、CBI の取扱いを含め、製品中の含有化学物質情報の提供に関してルール化する。
　それを含め、各企業で定める CBI 保護方針のガイドラインを、化学業界が主体となって策定する。

[更に詳細な検討が必要な論点]

- 化学品に関する CBI については、以下のような視点に基づいて、具体的なルール化の検討が必要である。
  - 知財権（IP）及び営業秘密情報（CBI）を保護し、効果的な情報セキュリティを確保することは、非常に重要である。
  - 製品中の化学物質の健康・環境への有害性情報は、CBI には該当しない。
  - 製品含有物質に関する CBI は、物質の特定情報 及び 製品を構成する化学成分情報に限定される（一般的には、製造・輸入量やビジネス上の微妙な情報も CBI として扱われる）。
  - 各企業において、CBI 保護方針を確立し、その方針の要件を満たす情報を保護することは、各企業の責任である。
  - 各企業における CBI 保護方針の確立に際して、考慮すべき事項；
    - ･化学品情報の機密性を保護するための合理的な措置
    - ･各当局や法令によって、開示を要求されている物質の特定情報
    - ･企業の競争力に重大な影響を及ぼす可能性がある化学物質情報の開示
    - ･文献検索、リバースエンジニアリング、又はその他の方法で合理的に発見できる化学品情報
  - 確立した各企業の CBI 保護方針は、公開すべきである。
  - CBI 情報がステークホルダー間で転送された場合、その情報は、当該企業の許可なしには、転送、または開示されてはならない。

表 2-3 化学品と成形品に関する「責任ある情報提供」における情報項目と方法

	情報伝達対象の化学物質（赤破線）	エリアの対象化学物質（青太線）		責任ある情報提供の方法
	成分情報	成分情報	エリアの定める情報項目	
化学品	定められた閾値以上含有される全ての情報伝達対象の化学物質について、含有化学物質情報を伝達する。	― （化学品の情報伝達においてはエリアは設定されない）		情報提供者による製品含有化学物質情報のオーソライズ
成形品	情報伝達対象の化学物質について、川上側から提供された情報等によって知り得た含有化学物質情報を全て伝達する。	エリアの対象化学物質について、成分情報を証明・伝達する。	エリアの対象化学物質について、エリアで定められる情報項目の情報（閾値レベルによる含有判定（Y/N）情報等）を証明する。	

2.1.3 川下事業者における完成品の遵法判断の考え方への対応

川下の事業者（完成品メーカ）においては、サプライヤから提供される化学品や部品の含有化学物質に関する情報は、遵法判断に必要不可欠な情報となっているが、自社製品の遵法判断における製品含有化学物質情報の位置づけや活用の考え方は事業者によって異なり、2 つに大別される。新スキームはそれらの考え方に対応できるようにする必要がある。

■ 新スキームは、「提供型」、「依頼/回答型」の両方の流れに対応できるようにする。

- 自社製品の遵法判断の考え方は、経営方針や事業者としてのリスクマネジメントにも関わる事項であり、一概に統一できるものではない。そのため、新たな情報伝達スキームは、双方の考え方に対応できるようにすることが必要である。

■ 川上から川下までのサプライチェーン全体を通じて共有する基礎的な情報は成分情報であることを旨としつつ、新スキームは、以下の両方の伝達方法に対応できるようにする。
① 規制対象の物質単位（物質・物質群）での「閾値レベルによる含有判定（Y/N）」の情報提供
② 製品に含有される化学物質の「成分情報」の提供

- 「閾値レベルによる含有判定（Y/N）情報」は、法規制へのコンプライアンスの「判定（Y/N）情報」ではない。法規制等によって定められた閾値を基準とした「閾値レベル」による含有有無の宣言となる。
- 新スキームにおいては、さまざまな製品分野で使用できる情報伝達スキームを構築するだけでなく、その活用方法を工夫して、サプライチェーンにおける情報伝達の負荷を減らすことが必要となる。例えば、新スキームを使って伝達可能となる「成分」の情報と供給者がオーソライズした「閾値レベルによる含有判定（Y/N）」の情報は、そのサプライヤが一定レベルの製品化学物質管理を実践していることが確認できれば、「不使用証明」の代替として用いるようなことも可能となると考えられる。特定の業種・用途・製品分野における製品製造において不使用証明を要する物質がエリアからはみ出る場合には、別途不使用証明を事業者間で授受するようなケースはあり得るものの、新スキームでは、「責任ある情報提供」であることを責任者の名前を情報に追加することで、不使用証明に代わり得るようなベースを構築する方向を目指す。

2.1.4 製品の全重量に対するカバレッジ

新スキームにおいては、製品の全重量に対して含有化学物質情報として伝達される物質の割合を「カバレッジ」として情報項目の一つとして、管理に活用できるようにする。

■　製品の全重量に対し、含有化学物質情報が伝達される重量の割合（カバレッジ）について、新スキームの情報項目として設定できるようにする。

（注１）今後新たに「エリア」を設定する業種・製品分野が、エリアの情報項目にカバレッジを設定できるようにするとの趣旨であり、今回、電気電子分野がカバレッジを「エリア」の必須項目とするという趣旨ではない。
（注２）カバレッジを「エリア」の必須項目として設定しない業種においては、川下企業から川上企業に対し、リスク管理水準の目安としてカバレッジ情報の提供を要請することができる、といった運用も考えられる。

- 製品の全重量（成形品を構成する全ての物質の重量合計）に対して、含有化学物質情報として伝達される物質重量の割合を、「製品の全重量に対するカバレッジ」とする。
  （※1）例えば、100g の成形品のうち、85g 分の含有物質情報が提供される時、カバレッジは 85%となる。カバレッジ 100%とは、「Full substances declaration」である。
  （※2）（製品の全重量に対するカバレッジ）
  =（（エリアの対象となる全物質の重量）
  ＋（エリア対象外の物質リストの中で把握している物質の重量）
  ＋（物質リスト外側の物質で把握している物質の重量））

■　「カバレッジ」について、「エリア」を設定する業種・製品分野が一定の値を設定する場合、当該「エリア」で範囲を定めた物質（**青太線**）には適用されず（**青太線**の範囲内は全物質（100%）の報告が必須）、その外側の物質について適用されることとなる。

- 自動車分野の情報伝達スキーム（IMDS）では、原則全成分の開示を求めているが、総量 10%未満で、かつ対象物質リスト（GADSL）の範囲外の物質については、機密性がある場合、非開示を認めている（すなわち 90%のカバレッジが設定されている）。
- BOMcheck では、法令コンプライアンスデクラレーション（RCD）とフルマテリアルデクラレーション（FMD）のどちらかを選択することができる。RCD の場合、対象物質が変更されるたびにデータ更新が必要だが、95%以上の報告が要件の FMD の場合には、法令改正等により対象物質が変更された場合、システムが FMD から RCD を自動的に再作成してくれるため、更新は不要である。BOMcheck のデータ受領側ユーザの多くは、FMD での情報登録を推奨している。

2.1.5 製品の識別コードの取扱い

製品の含有化学物質情報を扱う際には、製品を識別するためのコードが必要となる。サプライヤにおける「情報提供者の製品識別コード（品番）」と、顧客が組織内で用いる「情報受領者の製品識別コード（部番）」が用いられている。

新スキームにおける製品の識別コードの取扱いについて、以下のようにする。

■　「情報項目」として、必須項目の「情報提供者の製品識別コード」とオプションの「情報受領者の製品識別コード」を用意する。

- IEC62474 においては、「回答側の製品識別 Responder Identifier」が必須項目、「依頼側の製品識別 Requester Identifier」がオプションとなっているため、その xml スキーマで 1 つのデータの中に、2 つの識別コードを記載することが可能となっている。
- IT システムにおいては、検索・登録・取得要求・取得などの各機能において、2 つの製品識別コードをリンクさせながら、効率的に含有化学物質情報の配付、依頼、回答ができるようにする。

■　2 つの製品識別コードの利用方法は、ビジネス及び情報授受の形態による。

- 汎用部品のような 1 対多の完全な「配付型」の場合であれば、「情報提供者の製品識別コード」のみの情報が提供される。それ以外の「依頼・回答型」の場合は、必要に応じて、必須の「情報提供者の製品識別コード」に「情報受領者の製品識別コード」を組み合わせて利用されることを想定する。
- 「情報提供者の製品識別コード」と「情報受領者の製品識別コード」の活用例として、「情報受領者の製品識別コード」のみを記入したデータを製品の供給者に送付して回答を依頼するケース、「情報受領者の製品識別コード」をメール等で伝え、製品の供給者が、両コードを記入して情報を提供するケースなどが想定される。
- 依頼・回答型の情報授受の場合には、「情報提供者の製品識別コード」と「情報受領者の製品識別コード」を関連づける必要があり、製品供給者が対応をしていることが多いと考えられる。ただし顧客の「情報受領者の製品識別コード」が製品供給者の組織内で適切に管理・共有されていないケースや、社外用と顧客別に枝番が付けられた社内管理用の「情報受領者の製品識別コード」が設定されているケースなど、ビジネスや情報授受の形態により、さまざまな使われ方をしており、運用ルール等においては配慮が必要である。

［主な現行標準スキームとの関係］

- JGP ファイルでは、「依頼元の製品/部品番号」が原則として情報受領者が記入する項目として、「回答元の製品/部品/材料の番号」が原則として情報提供者が記入する必須項目として用意されている。
- JAMP AIS では、「回答側の製品識別（AIS では発行者型番と呼ばれる）」が必須項目、「依頼側の製品識別（依頼者型番）」は任意項目として用意されている。
- 両スキームにおいて、「情報提供者の製品識別コード」と「情報受領者の製品識別コード」が用意されており、「情報提供者の製品識別コード」が必須項目、すなわち情報授受の際の基本情報となっているが、「情報受領者の製品識別コード」との組み合わせによる利用方法は利用者の裁量となっている。

2.2　データフォーマット

2.2.1 成形品の含有化学物質情報のためのデータフォーマット

新スキームにおける成形品の含有化学物質情報のためのデータフォーマットは、以下のとおりとする。

■　電気電子製品のデータフォーマットの国際規格である IEC62474 に準拠し、その XML スキーマを採用する。

- 新スキームはグローバルに拡がるサプライチェーンに訴求力を持つことを目指しており、そのためには、既に電気電子分野で 2012 年 7 月に発効している国際規格 IEC62474 に対応することは必須条件となる。新スキームは製品分野によらず利用可能な仕組みを目指しており、電気電子機器分野のみを対象としたものではないため、電気電子分野の規格である IEC62474 の xml スキーマに準拠した上で、規格の柔軟性を活用し、電気電子機器以外の製品分野でも利用可能なスキームを構築する。

■　IEC62474 が「必須」とする情報項目を満たした上で、電気電子以外の業種・製品分野の含有化学物質情報も記述できるように「オプション」の利用範囲・方法を検討する。

- IEC62474 が必須とする情報項目を満たして規格に準拠しながら、電気電子機器およびそれ以外の製品分野の含有化学物質情報を適切に記述できるようなオプションの利用方法を定める。オプションや対象物質を制限なしに組み合わせて使用可能としてしまうと、情報の互換性が著しく低下することが懸念されるためである。また、オプションの利用を含めたデータフォーマットについては、IEC62474 の xml スキーマを採用しようとしている組織と最大限、互換性を

確保できるよう協議する。

- ■ オプションの利用による「情報項目」と、前述の「対象物質の範囲」を組み合わせた、幾つかの推奨使用パターン（「エリア」と呼ぶ）を設定し、記入する仕組みとする。
- ■ 玩具、繊維、建材など電気電子以外の業種・製品分野がこの情報伝達スキームを使用する場合には、業種・製品分野ごとにまとまって情報項目と対象物質の範囲を提案し、新スキームの運営組織が所定の手続により決定することで、新たな「エリア」を設定することとする（既存の「エリア」を活用することも可能）。

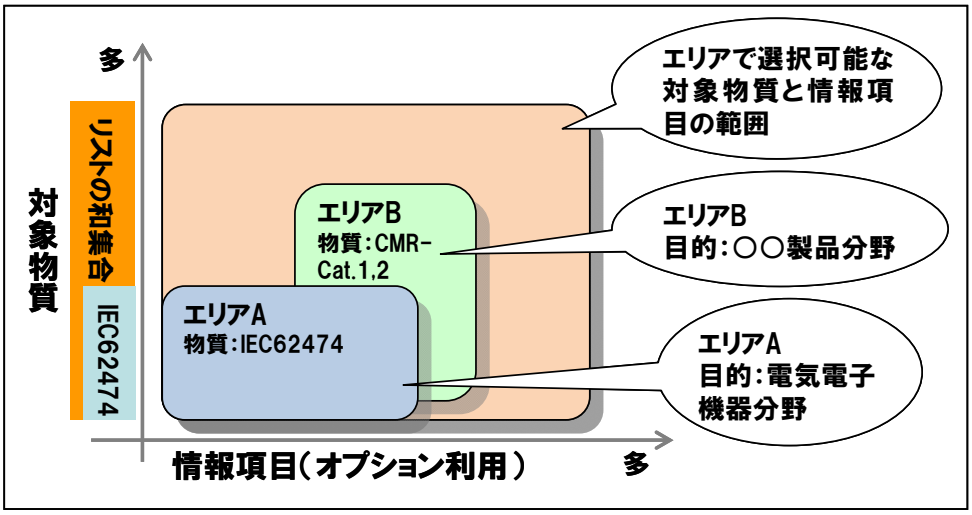

図 2-2 情報項目と対象物質の範囲の組合せによる「エリア」のイメージ

（注）電気電子機器分野以外では、IEC62474 の物質リストを対象としない「エリア」の設定も可能である。新スキームが「IEC62474 に準拠する」とは、電気電子機器分野が新スキームを利用する場合に IEC62474 の全要素（物質リストを含む）に準拠することを意味し、他の製品分野が新スキームを活用する場合は、同規格への準拠は問題とならない。

[主な現行標準スキームとの関係]

- ➢ JAMP AIS および JGP ファイルのユーザが必要とする情報も記述可能となる情報項目を定める。これにより、例えば電気電子分野においては、IEC62474 に準拠し、かつ現行の重要な情報伝達スキームのユーザも必要な情報を伝達し、蓄積した情報をデータ形式の変換により活用可能とする。
- ➢ 例えば、新スキームを電気電子分野に適用する場合は、IEC62474DB に基づいた物質群又は物質を対象にした「閾値レベルによる含有判定（Y/N）情報」を扱えるようにする。具体的には、JAMP AIS の情報項目については、成分情報とは別に、法規制の定める物質群による情報を追加することが必要となる。成分情報から物質群の情報を生成することが考えられるが、対象物質の範囲と物質群の関係、含有率の算出ルールが異なる場合の分母情報の入力等に工夫が必要となる。一方、JGP ファイルでは、IEC62474 の必須項目を満たすためには、材質や部品など含有部位毎との化学物質の情報を扱えるようにすることが必要となるが、含有部位が複数ある場合にこれを列挙して記述していないと情報が不足する可能性があり、単純なデータ形式の変換により活用することが難しい場合もあることに留意が必要である。

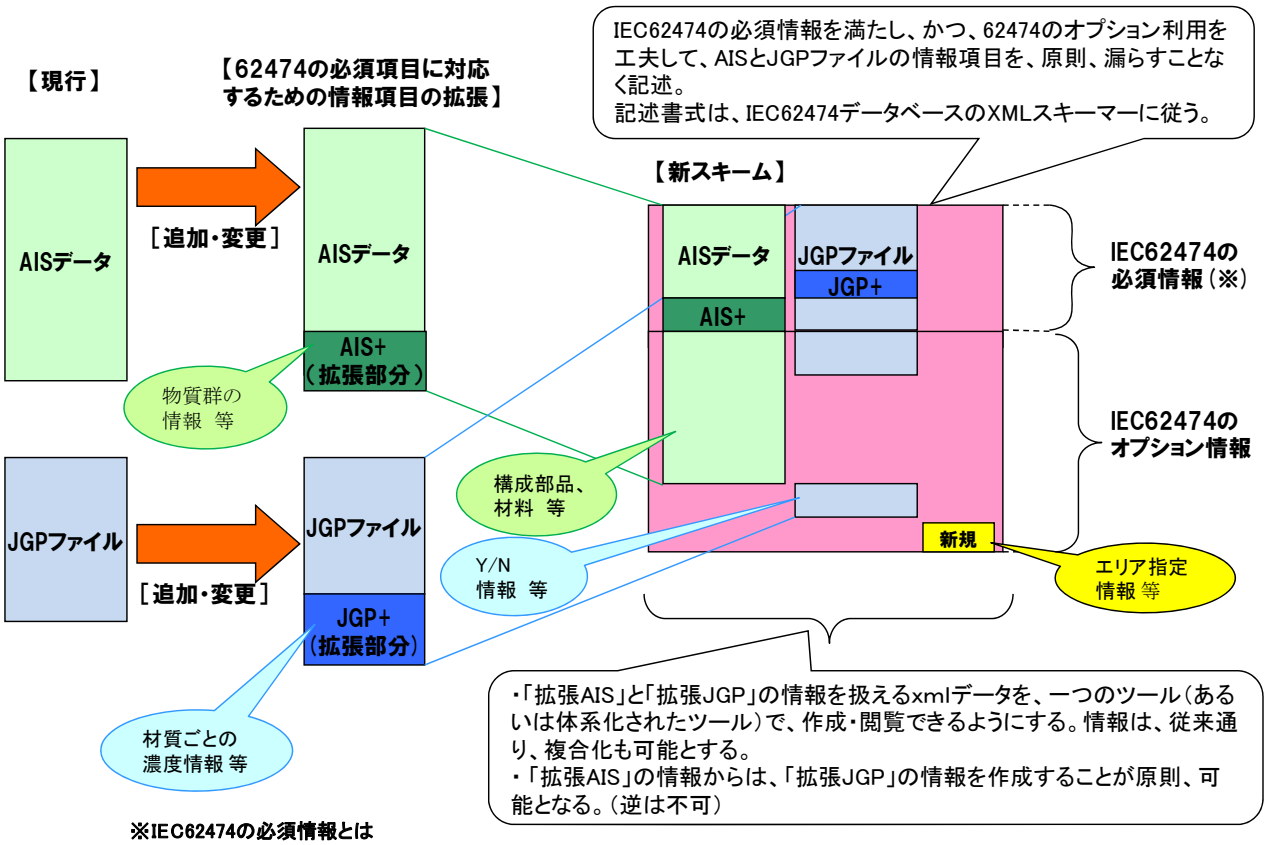

※IEC62474の必須情報とは
① IEC62474物質リストで必須となっている物質群または物質について、条件(※1)を満たす場合に必須項目(※2)を報告する。
※1　物質ごとに指定される「対象とすべき用途」でかつ「報告閾値」以上で含有する。
※2　データベースに記載の物質(群)名および、その含有量（率）
②①とともに、製品情報（IDと質量）、基本情報（企業名、コンタクト先等）を報告する。

図 2-3　主な現行スキームと新スキームの含有化学物質情報の情報項目の関係（イメージ）

2.2.2 化学品の含有化学物質情報のためのデータフォーマット

新スキームにおける化学品の含有化学物質情報のためのデータフォーマットは、以下のとおりとする。

■　化学品における含有物質の情報伝達は、SDS と連携した体系（SDS の作成に必要となる化学物質情報（物質名・含有量等）とリンクさせる仕組み等）が望ましい。
（注）SDS に関わる論点については、本検討の結果を取り入れる形で、経済産業省及び関係省庁において更に進める方向で検討していく。

- 製品含有化学物質情報の伝達は、川上から川中、川下までのサプライチェーンを通して行われる必要がある。川上の化学品の情報は、成形品の含有化学物質情報の基本ともなる情報であり、重要かつ不可欠なものである。
- IEC 62474 は成形品を対象としており、化学品を直接的に対象としたものではない。JAMP の情報伝達スキームでは、内外の規制化学物質（管理対象物質）の規制該当性及びその含有量の伝達を行うデータフォーマット JAMP MSDSplus を定めている。

■　IEC 62474 の XML スキーマと整合を図り、化学品から成形品への情報転換を円滑に行えるようにする等、成形品の情報伝達とも整合する仕様を検討する。

- 化学品は IEC 62474 の対象範囲ではないが、基本情報等については成形品とも共通部分があることから、データの形式としては、IEC 62474 の xml スキーマとの整合を図ることが適当

と考えられる。それにより、1 つのシステムとしての運用、特に化学品から成形品への円滑な情報変換を可能とすることができる。

2.2.3 新スキームにおける情報伝達、情報作成について

製品含有化学物質規制への対応や、化学物質のリスク評価・管理への展開を念頭に置いた含有物質情報の共有のために、化学品や成形品の「成分情報」として、サプライチェーン全体で「含有化学物質情報」の伝達を行う。

さらに、成形品の範囲においては、エリアが設定された特定の製品分野に対する製品化学物質規制の遵守確認のための情報として、基本的に「成分情報」から「閾値レベルによる含有判定（Y/N）情報」を作成し、供給先に対して提供する（図 2-4 では電気電子機器を例に記載）。

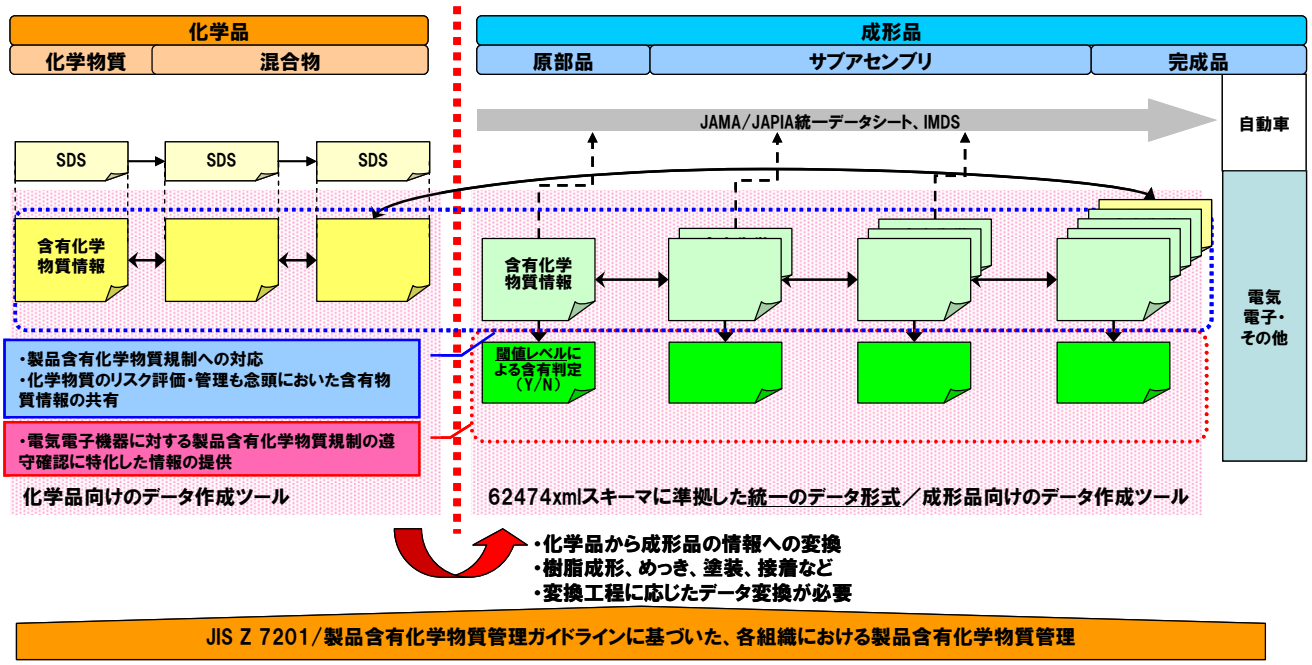

図 2-4 新スキームの全体イメージ

2.3 データ作成支援ツール

サプライチェーンで新スキームのデータフォーマットに従った製品含有化学物質情報の円滑な伝達を実現するためには、データの作成を支援するツールを手軽に使用できるようにする必要がある。新スキームのデータ作成支援ツールは、以下とおりとする。

■ 新スキームのデータフォーマットに対応したデータの新規作成、加工、複合化等のために、PC 上で動作するツール（ソフトウェア）が必要である。サプライチェーンで広く情報伝達が行われるためには、新スキームのデータをやり取りしようとする事業者が、使いやすいデータ作成支援ツールを安価に使用できる環境を整備する必要がある。

- 基本的な機能を備えたデータ作成支援ツールは、新スキームの運営組織が提供することが想定される。
- 扱う情報項目に大差がなくても、ユーザは見た目に違いによっても作業負荷を感じる可能性がある。使い勝手や画面イメージに配慮することが重要となる。

■ 特に、中小企業の情報伝達コストを下げるためには、ツールによる入力支援機能が重要となる。

- 中小企業による情報伝達をより適切なものとし、かつ負担を軽減するためには、調達品の含有化学物質情報のデータベース化などの支援も考えられる。
- データ作成支援ツール（ソフトウェア）の工夫により、データ入力のための画面を簡潔で分かりやすいものとすることで、データフォーマットの複雑性をユーザー視点から整理することが重要である。

■　データ作成支援ツールの機能として、成分情報に基づいた「閾値レベルによる含有判定（Y/N）情報」の作成支援（成分情報からのコンバート）機能などを備える必要がある。

- 成形品のためのデータ作成支援ツールの機能としては、上記のほかにも、原部品（化学品から新たに製造される成形品）のデータの入力作成機能、複数の原部品のデータから複合的な成形品のデータを作成する集合化の機能などが必要となる。
- 化学品のためのデータ作成支援ツールの機能は、成分情報の入力機能が基本となる。混合物（調剤）メーカ等の負荷が軽減されるのであれば、データ入力者の手作業を支援するためのガイドラインの整備等に加え、混合比率などの情報を入力することで調達した化学品の情報から製造する新たな化学品の情報を生成できるような機能も想定される。

■　データ作成支援ツールでは機能的に不足する事業者については、サードベンダーの有料ツール等も活用可能となるよう配慮する必要がある。

- サードベンダーのツールによって生成されるデータが、物質リストの改定などにも対応した適切なものとなるように配慮しなければならない。

■　現行スキームのデータを有効に活用するためのコンバータも、移行期間において必要である。

- 現行ツールで作成された既存のデータ（JGP ファイルおよび AIS、MSDSplus のデータ）については、一定期間、データのコンバータを提供して、新スキームのデータとして最大限、活用可能とすることが必要となる。
- 新スキームのデータに既存のデータをコンバートするためには、不足する情報を捕捉しなければならない。コンバートを効率化するための工夫が必要であるが、ユーザの判断も必要となることに留意。

［更に詳細な検討が必要な論点］

- ツールは、一般的なスペックの PC、OS と基本的なビジネスソフトなどの最低限の環境で動作することが必要である。ただし、「軽い」ソフトと「支援機能の充実した」ソフトは相反する要請となるため、スタンドアローン／ウェブツールの選択など検討が必要。

2.4　IT システム

新スキームは、データフォーマット、データフォーマットに従ったデータの作成・活用のためのデータ作成支援ツール、作成したデータを効率的に授受するための IT システムによって構成される。IT システムの構築に向けた基本的な考え方は以下のとおりである。

■　サプライチェーンにおける製品含有化学物質の情報伝達に関して、データフォーマットの統一だけでは解決できない課題もあり、その中には、IT システムで解決できるものがある。

<table>
<tr><td>ITシステムで
解決できる課題</td><td>【データ提供者】
✓ 多くのユーザを抱える事業者は、データの作成時や更新時に何度もデータ送信を行う等の作業負担が大きい。

✓ 同じ情報を個社別に異なる媒体で依頼される。
 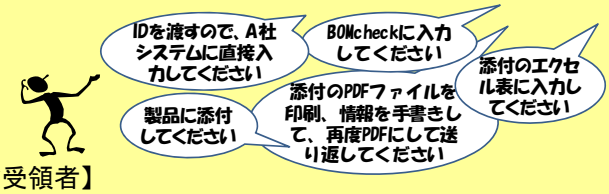

【データ受領者】
✓ 多くのサプライヤを抱える事業者は、情報の収集状況やバージョン管理に係る作業負担が大きい。
 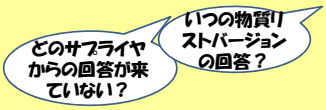

【中小企業】
✓ 中小企業は、マンパワー不足、過去のデータの蓄積ができていない、大企業に回答を依頼しにくい等の理由により情報が途切れる可能性がある。
 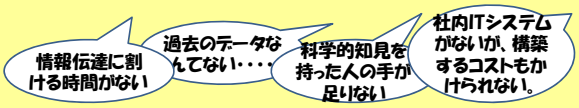
</td></tr>
<tr><td>データフォーマットの統一やルール作りで解決する課題</td><td>✓ 川下からサプライヤへの情報要求　内容・対象物質・様式の分散</td></tr>
<tr><td>教育・啓発など、その他の方法で解決する課題</td><td>✓ 専門知識不足
✓ 情報伝達の重要性の理解不足　など</td></tr>
</table>

図 2-5 IT システムで解決できる課題のイメージ

➢ IT システムを構築する狙いは、以下のとおり。

表 2-4 IT システムを構築する狙い

1.	各社における情報伝達作業の効率化	✓ データ提供者・受領者の情報伝達に係る作業を効率化
2.	伝達方法の標準化の徹底	✓ Excel、個社システムへの入力、PDF 等での交換を許さないことで、XML を用いた交換方法を標準化
3.	中小企業におけるデータ管理支援	✓ 自社の IT システムの代替として使える環境を提供する等、中小企業特有の課題を解決し、サプライチェーン全体の情報伝達をスムーズ化
4.	新スキームのデファクト・スタンダード化の加速	✓ 「高速道路を作れば、車も増える」

■ IT システムには、中央集中データベース型（例：IMDS、BOMcheck 等）と分散データベース型（JAMP-IT 等）があるところ、新システムでは、情報の交換機の役割を担う GP（グローバルポータル）と、各種サービス機能を有する AS（アプリケーションサービス）で構成する分散データベース型を基本に設計を進める。

➢ 分散データベース型とする理由・背景として、以下のような事項があげられる。
- 最終製品メーカ数が多く、サプライチェーンが複雑である。
- 企業やグループで IT システムを使った既存の仕組みが構築・活用されている。

- 汎用性・拡張性の観点で、中央集中データベース型よりも優れた面がある。
- データを中央に預けることに対するセキュリティ上の不安を感じる企業がある。

■ 以下のイメージを基本として、今後、システムの基本要件定義、設計・開発等を行う。詳細については、来年度以降のプロセスにおいて検討する。

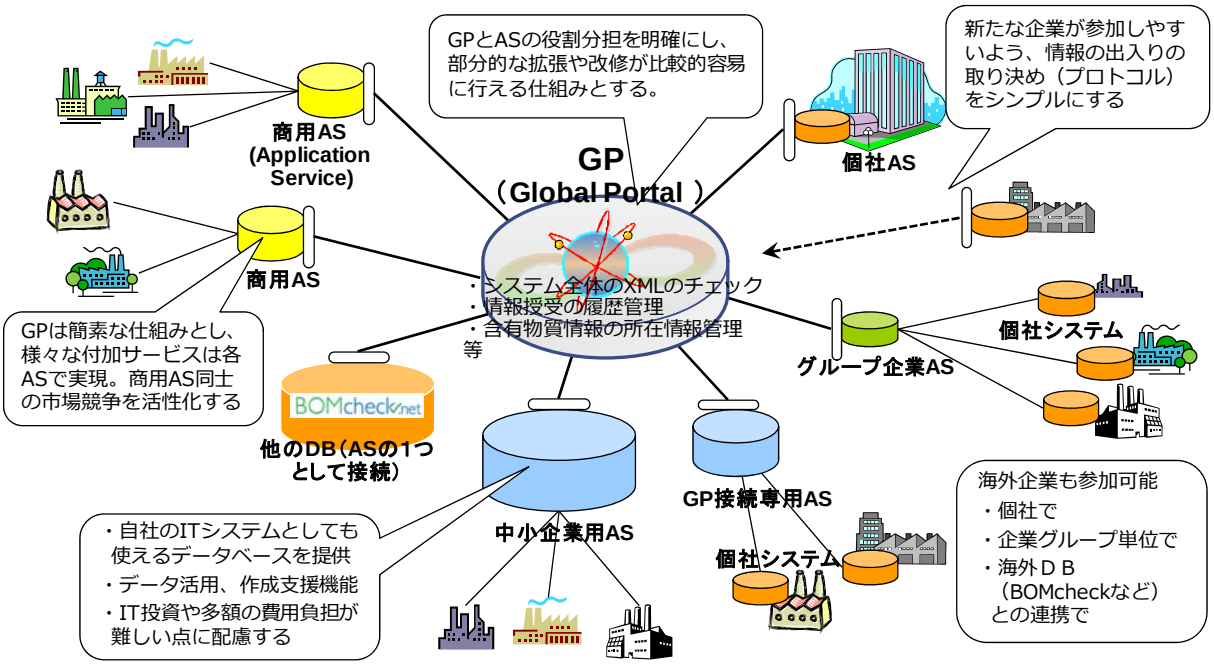

図 2-6 新スキームにおける IT システムのイメージ

- 新スキームの IT システムは、将来に渡って利用可能な、拡張性・汎用性の確保されたシステム設計とする。具体的には、GP と AS の役割分担を明確にし、処理、通信、データの切り分け等、疎結合を意識したシステム設計とすることにより、部分的な拡張や改修が比較的容易に行える仕組みとする。
- 「配布型」「依頼/回答型」の両方を実現可能な仕組みとする。
- GP で保持する主な機能は以下のとおり。
  - 情報交換機能のみを担う簡素な構造とし汎用性に富むものとする。
  - 含有化学物質情報の所在情報（どの AS に登録されているか）を管理する機能。
  - AS から照会された含有化学物質情報の所在情報を AS に返す機能。
  - AS から登録された含有化学物質情報の所在情報を、他の AS に通知（配布）する機能。
  - 情報授受の履歴を管理する機能。
  - 授受されるデータが取り決めた形式になっているかをチェックする機能。
- AS で保持する主な機能は以下のとおり。
  - 付加サービス機能。
  - 含有化学物質情報を登録（管理）する機能。
  - 含有化学物質情報の所在情報を GP に登録する機能。
  - 照会したい含有化学物質情報の所在情報を GP に問い合わせる機能。
  - GP から返された含有化学物質情報の所在情報を受け取り、他の AS に含有化学物質情報を照会し、取得する機能。
  - 他の AS から含有化学物質情報の照会を受けたときに、これに対して情報提供するとともに、情報照会されたことを管理する機能。
  - GP から通知された所在情報を受け取り、照会・取得機能を実行する機能。
  - 複数顧客への一斉依頼、一括提供機能。

- 情報更新時に、過去にデータを配布または回答した企業に、一斉に通知する機能。
- 調達部品について、依頼中、回答受理済等のステータスを管理する機能。
- データのバージョンを管理する機能。
- データ保管機能。

2.5　新スキームの運用支援

2.5.1 変換工程等における製品含有化学物質情報の作成支援

新スキームでは、化学品と成形品のデータフォーマットやデータ作成支援ツールが整備されるが、サプライチェーン全体における情報伝達では、化学品から成形品への変換後の製品含有化学物質情報の作成が課題となる。新スキームの取組の一環として、変換工程等における製品含有化学物質情報の作成支援についても以下のような取組を実施する必要がある。

■ 川中における化学品から成形品への変換工程においては、情報伝達の対象物質が化学変化等を経るため、含有化学物質のデータも新たに作成する必要がある。
■ しかし、川中は中小企業が多いこともあり、化学変化に関する知見の不足等から、成形品の含有化学物質情報を適切に作成できない事業者が少なくない。

➢ 製品含有化学物質の管理（マネジメントの仕組み）については、「JIS Z 7201:2012 製品含有化学物質管理－原則と指針」（以下、JIS Z 7201）が制定済みである。さらに、JIS Z 7201 の実践的な運用を可能とする「製品含有化学物質管理ガイドライン第 3 版」（以下、管理ガイドライン）が、JAMP によって発行されており、変換工程を含む組織内の製品含有化学物質管理の拠り所として活用できる。

■ 化学品から変換する成形品に含有される化学物質を見積もるためのガイドライン等を、変換工程ごとに関係する業界団体等の協力も得ながら整備する。

➢ 変換工程において新スキームが十分に活用されるように、化学品から製造される成形品に含有される化学物質を見積もるための考え方などを、既存の文書を活用しながら、変換工程に関係する業界団体等の協力も得つつ、体系的にガイドライン・ガイダンス等の文書として整備する。
➢ JAMP が製品含有化学物質管理ガイドラインの補足資料として作成している「製品含有化学物質の管理および情報伝達・開示に関するガイダンス」（以下、ガイダンス）が活用されつつあり、参考となる。製品含有化学物質情報の作成に有効と考えられる文書例を下表に示す。

■ 上記ガイドライン等の骨格を、法令に基づく告示等の形で法制度の一部分に組み込んでいく（ガイドライン等の遵守＝法令遵守となる）ような仕組みを検討する等も考えられる。

➢ 今回検討している新たな情報伝達スキームに係る法的フレームワークについて、国（経済産業省及び関係省庁）において今後検討を進める（後述）。その検討の中で、上記ガイドライン等の法的位置付けについても検討する。

表 2-5　（参考）製品含有化学物質情報の作成に有効と考えられる文書例

	文書例		作成者・発行者など
製品含有化学物質の管理全般	日本工業規格	JIS Z 7201:2012 製品含有化学物質管理－原則と指針	原案作成委員会：日本化学工業協会、日本鉄鋼連盟、日本アルミニウム協会、日本表面処理機材工業会、電機・電子 4 団体、日本自動車工業会、日本自動車部品工業会、JGPSSI、JAMP など
	製品含有化学物質管理ガイドライン	製品含有化学物質管理ガイドライン	管理ガイドライン第 3 版協働検討会（日本化学工業協会、日本鉄鋼連盟、日本表面処理機材工業会、電機・電子 4 団体、JGPSSI、JAMP）、JAMP 発行
		同附属書：実施項目一覧表兼チェックシート	
	中小企業向け管理マニュアル	中小企業のための製品含有化学物質管理実践マニュアル［入門編］	全国中小企業団体中央会
特定の工程やビジネス形態に着目した管理	製品含有化学物質の管理および情報伝達・開示に関するガイダンス	熱可塑性樹脂の射出成形工程	JAMP・日本プラスチック工業連盟
		「プリント配線板用プリプレグの製造及びプリント基板の製造方法」-熱硬化性樹脂(1)	JAMP・合成樹脂工業会
		塗装・印刷	JAMP
		実装「プリント配線板等の電子部品実装工程」	JAMP
		めっき工程	JAMP・日本表面処理機材工業会・全国鍍金工業組合連合会
		機械加工［プレス加工編］	JAMP
		商社	JAMP
		輸送包装	JAMP・日本包装技術協会
		変換工程	JAMP
		電線・ケーブル	日本電線工業会･電線総合技術センター発行、JAMP 推奨
		粘着テープ・粘着シート	日本粘着テープ工業会発行、JAMP 推奨

（注）製品含有化学物質管理に関する記述が中心の文書も含む

2.5.2 中小企業への普及・支援策

サプライチェーンにおける情報伝達のもう一つの重要な課題として、中小企業における製品含有化学物質の管理と情報伝達の問題がある。新スキームの取り組みの一環として、中小企業の支援についても以下のような取り組みを実施する必要がある。

■　まず重要な点として、情報伝達スキームが業種横断的に統一され、川中に多い中小企業が複数の川下製品メーカから個社フォーマットの報告を求められない状況をつくり出すこと自体が、最大の中小企業支援策となる。

■　現場への指導員の派遣、研修や能力認定、経営者への普及啓発等を検討する。

■　小規模・零細事業者や指定部材を加工する下請事業者等に係る情報伝達の在り方、また、一定の能力を有する者による入力代行等の仕組みの是非についても検討する。

■　支援対象となる中小企業は多数に上ることから、新スキームの運営組織が直接実施する研修・教材作成などのほか、業界団体・中小企業団体等を通じた支援の仕組みも検討課題となる。

➢ 上記のような普及・支援策の仕組み作りや実施に当たっては、中小企業における現場の実態をさらに精査しつつ、これまでの JAMP の活動を検討の基礎としていくことが考えられる。

2.6　今後更に検討すべきその他の論点

ここまでで論じた、新スキームとして整備するデータフォーマット、データ作成支援ツール、IT システムの仕様に直接関わる論点のほかにも、サプライチェーンと通した製品含有化学物質の情報伝達に関し今後更に検討・解決すべき課題がある。以下に主な課題を示す。

➢ 各企業における製品含有化学物質管理の仕組みの構築
- 含有化学物質情報の提供は、各企業における適切な製品含化学物質管理が前提となるものであり、各企業が取り組むべき製品含有化学物質管理に関する検討も必要である。
  - ・製品含有化学物質管理に関する原則と指針については、JIS 規格（JIS Z 7201:2012）が制定されている。
  - ・日本化学工業協会、日本鉄鋼連盟、日本表面処理機材工業会、電機・電子 4 団体 製品含有化学物質専門委員会、JGPSSI、JAMP の協働検討によって、JIS Z 7201 に準拠した「製品含有化学物質管理ガイドライン第 3 版」が発行されている。サプライチェーンにおける情報伝達に関わる組織は、その業務の中に製品含有化学物質を管理する仕組みを構築するべきとの考えに基づいて、管理の基本的な考え方や管理要件が示され、チェックシートも用意されている。
  - ・製品含有化学物質を管理するための仕組みが何もない状態で、サプライヤから調達品の含有化学物質情報を入手し、製造工程での変化を踏まえて、自社製品の含有化学物質情報を把握して適切に顧客に提供することは難しい。

➢ 製品含有化学物質情報の提供依頼における回答期間の問題
- 製品含有化学物質情報の提供には一定の時間が必要であることにつき依頼者と回答者が認識を共有すべきことや、情報の提供依頼を行うケースに応じた標準的な回答期間等を、何らかの形でガイドライン化しておく必要があるのではないか。
  - ・ 緊急性のある調査もあるが、法規制動向をあらかじめ把握すること等により事前の調査予告等も可能となり、回答者は準備を行うことができる。
  - ・ 一方、製品含有化学物質管理の原則（JIS Z 7201）に従えば、製品の供給者は、自社製品の含有化学物質を管理し、その情報を整備しておくべきである。回答依頼を受けてから一から調査を行うような状況は、一般的には製品含有化学物質管理が適切に行われているとは言い難い。

➢ 標準のデータフォーマット以外の個社独自フォーマット、および標準のデータフォーマットに追加して要求される各種書式の問題
- 標準のデータフォーマットで情報が伝達されても、それに加えて「不使用証明書」や「適合証明書」、「分析データ」などが多用される状況が続けば、標準化の効果は限定的なものになる。標準のデータフォーマット以外の書式の使用については、回答要求を制約する何らかの原則やルールを定める必要があるのではないか。
  - ・ 新スキームの成形品のデータでは、成分情報とともに「閾値レベルによる含有判定（Y/N）情報」が伝達されるため、データフォーマットの外で不使用証明書等を要求する合理性が相当に低減することとなる。
  - ・ なお、標準のデータフォーマットはサプライチェーンで広く共有化されるべき範囲の情報に対応したものであり、特定の仕向先の特定の製品に関する調査など、標準に加

えることでサプライチェーンの負荷がかえって増大する可能性があるケース等も存在することに留意する必要。

- 汎用的な化学品、材料、部品等の製品含有化学物質情報のウェブサイト等での開示
  - 製品含有化学物質情報を入手する作業は、情報提供者、受領者双方の負荷となることから、その負荷を最小化するための方策が必要である。その一つとして、汎用的な化学品や材料、部品等の製品含有化学物質情報をウェブサイトなどで開示すること等が考えられる。
    - ・ 一部の化学品等については、SDS が公開されていたり、MSDSplus が提供されているものもある。
    - ・ 一方、商流と無関係なところに製品の含有化学物質が伝達されることへの抵抗感もあるため、自主的な取組として対応可能な事業者から取組を進めることが適当か。

（注）JAMP では、MSDSplus や AIS のユーザが遵守すべき行動基準として、「ツールの使用基準」、「信頼性の基準」、「迅速の基準」に関する「JAMP SC（サプライチェーン）パートナーシップ」を定めている。

表 2-6 （参考）JAMP SC（サプライチェーン）パートナーシップ（抜粋）

(1) ツールの使用の基準

SC パートナーシップに賛同する組織は、

①部品、調剤、原材料の含有物質に関する情報のうち、必要なもののみの収集に使用する（合理的な理由が無いにもかかわらず、過剰な分析データを要求しない）。

②自らの製造プロセスにおける、部品、調剤、原材料の含有物質の組成化学変化を可能な限り把握する。

③JAMP MSDSplus 及び/または JAMP AIS を作成・提供するにおいて、

(a) JAMP が制定する製品含有化学物質管理ガイドラインを十分に理解し、管理体制を確立した上で、JAMP MSDSplus 及び／または JAMP AIS を作成する能力を有する。

(b) 知り得た情報の隠蔽や意図的な虚偽情報の提供を行わない。また、JAMP MSDSplus 及び／または JAMP AIS のフォーマットを改ざんしない。

(c) JAMP が主催する講習会への参加や JAMP が提供する最新情報をもとに、JAMP MSDSplus 及び／または JAMP AIS を作成する能力の維持・向上を行う。

④JAMP MSDSplus 及び／または JAMP AIS を入手するにおいて、

(d) 虚偽情報の提供や JAMP MSDSplus 及び/または JAMP AIS のフォーマットの改ざんを依頼しない。

(e) 不要な（根拠を明示できない）化学分析または定量分析の要求はしない。

(f) JAMP MSDSplus 及び／または JAMP AIS の入手だけでは不足する情報については、当該不足分の情報提供の要請は、別途、当事者間の契約などに基づき実施する。

(2) 信頼性の基準 （省略）

(3) 迅速の基準

SC パートナーシップに賛同する組織は、提供した情報の更新が必要な場合は、自発的にかつ「迅速」に情報の更新及び伝達を行う。

「迅速」とは、法律用語にいう「遅滞なく」に相当し、「取引の一般通念に従い、ぐずぐずせずに相当と認められる時間内」とする。

脚注:「相当と認められる時間内」の目安

組織情報・法規制動向などの更新された重要情報を把握した時を起点とし、自社製品に係る情報の更新が生じた場合、自発的に提供するまでの期間の目安は 1 ケ月以内と考える。

3. 新スキームの運営組織・体制、経営基盤、移行ステップ・スケジュール

3.1　新たな情報伝達スキームの運営のための組織体制

２章で示した新スキームを運営する組織についての基本的な考え方及び組織体制のイメージは、以下のとおりである。

＜新スキーム運営組織の想定＞

■　新スキーム運営組織は、現行のアーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）を承継・改組する形で立ち上げることを想定する。

以下のイメージを基本として、来年度、新スキームのフォーマット・ツールの開発と並行して新組織の詳細な姿を詰めていくとともに、現行組織からの移行プロセスを検討する。

＜新スキーム運営組織の業務執行イメージ＞

■　現行 JAMP は、合議制の「運営委員会」が業務運営の中核機関となり、主要企業から参加している委員が主に運営方針等の立案を行っているが、新スキームにおいては、「事務局長」を中心に、事務局スタッフが運営方針等の立案をリードする体制を基本イメージとする。

■　①物質リスト、②フォーマット・ツール、③管理ガイドラインの 3 つの技術委員会を設け、ユーザ企業等から委員の参加を求める。これらの委員会は、事務局原案の調整/修正/対案立案等を行う。

＜新スキーム運営組織のトップマネジメント＞

■　現行 JAMP は会員制組織として位置づけられているが、新スキーム運営組織は、下記を基本としたトップマネジメント体制を検討する。

- ✓ 最高意思決定機関として、総会を置く。総会のメンバーシップは、主要企業の資金拠出割合に応じた多数決を基本に検討する。
- ✓ 総会は、組織運営の基本方針を定めるとともに、会長（総会議長）及び事務局長の選任を行う。事務局スタッフ及び委員会委員等の選任は、業務執行の一環として事務局長が行う。

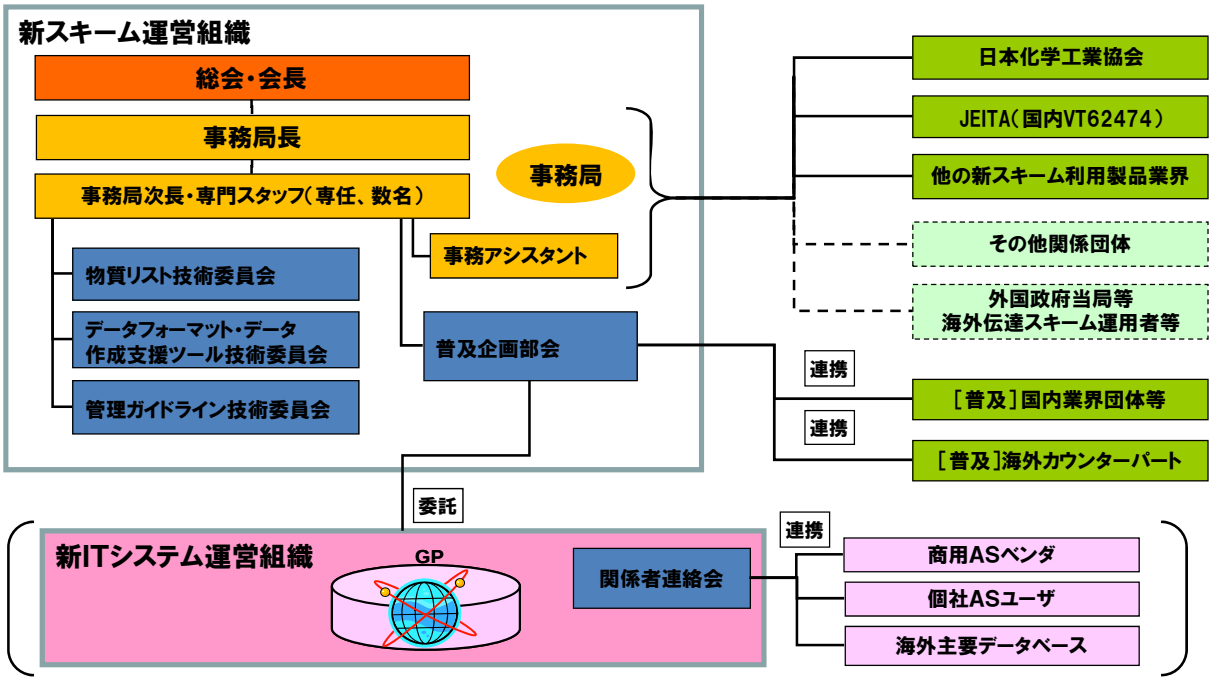

図 3-1　新スキームの運営組織体制のイメージ図

- 新スキーム運営組織は、データフォーマット及びデータ作成支援ツールの企画・運用を中心とした、新たな情報伝達スキームの中核的な運用組織とすることを想定する。
- 新 IT システム運営組織の在り方については、新 IT システムの中身と合わせて来年度以降検討する。

3.2　新スキーム運営組織の経営基盤のイメージ

新スキームの運営組織は、安定した経営基盤の下で運営される必要がある。そのイメージは以下のとおり。

基本的な方向性：「データ作成支援ツール」に少額の課金を行い、組織の主たる収入源とする。

- 会員制組織としての会費収入を主たる収入源とした場合、スキームの利用に見合った安定的な収入基盤が得られない。経営基盤の弱さは、国際的に広がるサプライチェーンに普及させるスキームとしては、大きな課題となる。

■　化学品向け及び成形品向けのデータ作成支援ツールに、少額の課金（「一～数千円/１ID・年」を　想定）を行うことにより、安定的な収入を確保する。

- ツールをインストールする PC ごとに ID を付与し、有効期限ごとに課金するイメージ。
- 費用徴収方法は、一般的なシェアウェアの利用費支払い方法等を想定。
- 物質リスト・ツールのバージョンアップに合わせて有効期限を設定することを想定。ユーザは、ツールを継続利用するために常に最新データをインストールすることとなり、バージョン管理が統一できる。

表 3-1　データ作成支援ツール有料化のメリット

- 企業規模に応じて、情報伝達スキームの利用コスト負担を傾斜配分することができる。小規模企業であれば１ID～数 ID 程度で済む（数千円/年の利用料は、中小・小規模企業にとっても過度な負担ではないと思われる）。
- 川下企業からサプライヤにツールを紹介してサプライヤ自身にツールを準備してもらうような利用形態も、中小・海外サプライヤ分の複数 ID を川下企業でまとめて取得して配付利用するような利用形態も可能（メーカ・企業ごとのポリシーに柔軟に対応できる）。
- ツールが普及すればするほど運営組織の収入がアップし、また、１ID 当たりの利用料を低減させることができる（既存ユーザが新規ユーザを広げていくインセンティブが生じる）。

■　新スキーム運営組織が用意するデータ作成支援ツールを利用しない企業（自社システムを有する大企業や、独自のデータ作成支援ツールを商用に提供するサードベンダー）に対しては、ツールの基本仕様や物質リストの提供等に課金することを検討。

■　他に、システムの利用方法に関するマニュアル・教材の提供、e ラーニングツールの提供、研修・指導員派遣等による収入も重要（収入源としてだけでなく、そもそも運営組織の事業として重要）。

- 新スキームの開発・運用のために想定されるコストは、少なくとも以下のようなものが考えられる。

表 3-2　新スキームの開発・運用コスト（一部）

	データ作成支援ツール関連	情報伝達システム関連	各事業者
初期費用	- データ作成支援ツールの設計 - 旧スキームデータのコンバータの設計 - データ作成支援ツールの開発 - 旧スキームデータのコンバータの開発 - 物質リストの作成 - ツールのマニュアル、物質リストの解説資料などのドキュメントの作成 - 導入支援の教育研修	- 情報伝達システムの設計 - 情報伝達システムの開発 - ユーザーマニュアル等のドキュメントの作成 - 導入支援の教育研修	- 各社の社内システムの新スキーム対応のための改修 - マニュアル等のドキュメントの作成 - 新社内システム導入のための社内教育研修 - サプライヤの教育研修
運営費用	- データ作成支援ツールのバージョンアップ - 物質リストのメンテナンス - ドキュメントのメンテナンス - 普及支援の教育研修 - 海外への普及支援の教育研修	- 情報伝達システムの運営 - 情報伝達システムの改善 - ドキュメントのメンテナンス - 普及支援の教育研修 - 海外への普及支援の教育研修	- 社内システムの稼働 - 社内システムの改善 - マニュアル等のドキュメントのメンテナンス - 社内システム活用のための社内教育研修 - サプライヤの教育研修

3.3　新スキームへの移行ステップ・スケジュール

現時点では日々の業務の中で、現行スキームを利用した情報伝達や法規制への遵守対応が行われている。新スキームへの移行については、サプライチェーンにおける負荷を最小にし、特に法規制への遵守対応に支障のないように慎重に進めなければならない。新スキームへの移行ステップとスケジュールについては、以下のイメージを基本として進めていく。

1. データフォーマット・データ作成支援ツール開発期間（2014 年度）

■　新たな情報伝達スキームのデータフォーマット・データ作成支援ツールの開発（新スキームのイニシャルコスト）については、国の予算を支出する（経済産業省委託事業）。

■　経済産業省委託先事業者において、新スキームのデータフォーマット・データ作成支援ツール開発のための WG を設け、関係者の参加を求める。WG 参加メンバーは、なるべくそのまま新スキーム運用機関の事務局メンバー・各委員会メンバーとして円滑な滑り出しができるよう、人的な連携を確保する。

■　上記の人的連携を含め、新スキーム運用想定機関（JAMP）においては、新スキームの運用に向けた準備体制を検討するとともに、現行スキームのツール等成果物の提供、知見の提供、データ作成支援ツールβ版の試行実施、正式版開発への参加など、経済産業省委託先事業者との連携を図る。

2. 新スキーム正式版への移行期間（2015 年度～）

■　正式版（少額課金ツール）をリリースする前の新スキームの試行期間（β版の運用期間）を十分に確保し（特に成形品）、サプライチェーンにおける混乱回避に配慮した移行を行う。

■　設計～開発～β版試行～正式版開発の段階で、成果物を新スキーム運用機関に移管していく。（具体的な移行手順については、来年度の準備体制において検討する。）

■　新ツールへの移行期間の具体的な終了時期（現行フォーマット・ツールとのコンバータの運用終了時期等）については、社内システムの対応など各主要ユーザの状況に配慮しつつ、新スキーム運用機関において検討する。

- 成形品の含有化学物質データフォーマットについては、IEC62474 オプションを活用して、JAMP AIS や JGP ファイルの情報をもれなく書き込める情報項目・xml スキーマによるデータ形式を定めれば、両スキームのユーザは、新スキームを利用することで、現行スキームと同様の情報授受が可能となる。しかし、実際には、社内システムの改修、社内担当者の研修、サプライヤへの周知・教育研修、現行スキームで整備したデータのコンバートなど、スキームの移行には大きな負担がかかる。そのため移行は、サプライチェーンの主要な関係者間で合意されたスケジュールに従って、進められなければならない。
- 新スキームの当面のユーザは、主な現行スキームのユーザとなることが想定されることから、移行の手順を具体化し、詳細なスケジュールを定める必要がある。
- 各事業者は、そのスケジュールにしたがって、社内の体制やシステムを変更し、新スキームに移行する。合わせて、普及・移行支援のための教育研修等の実施も必要となる。

3. 新スキームの IT システムの検討・開発について

■ この取りまとめの方向性を踏まえ、来年度以降、経済産業省委託先事業者において検討を進める。

■ 新 IT システム運用組織の在り方、費用負担の在り方等についても、上記と合わせて検討を進める。

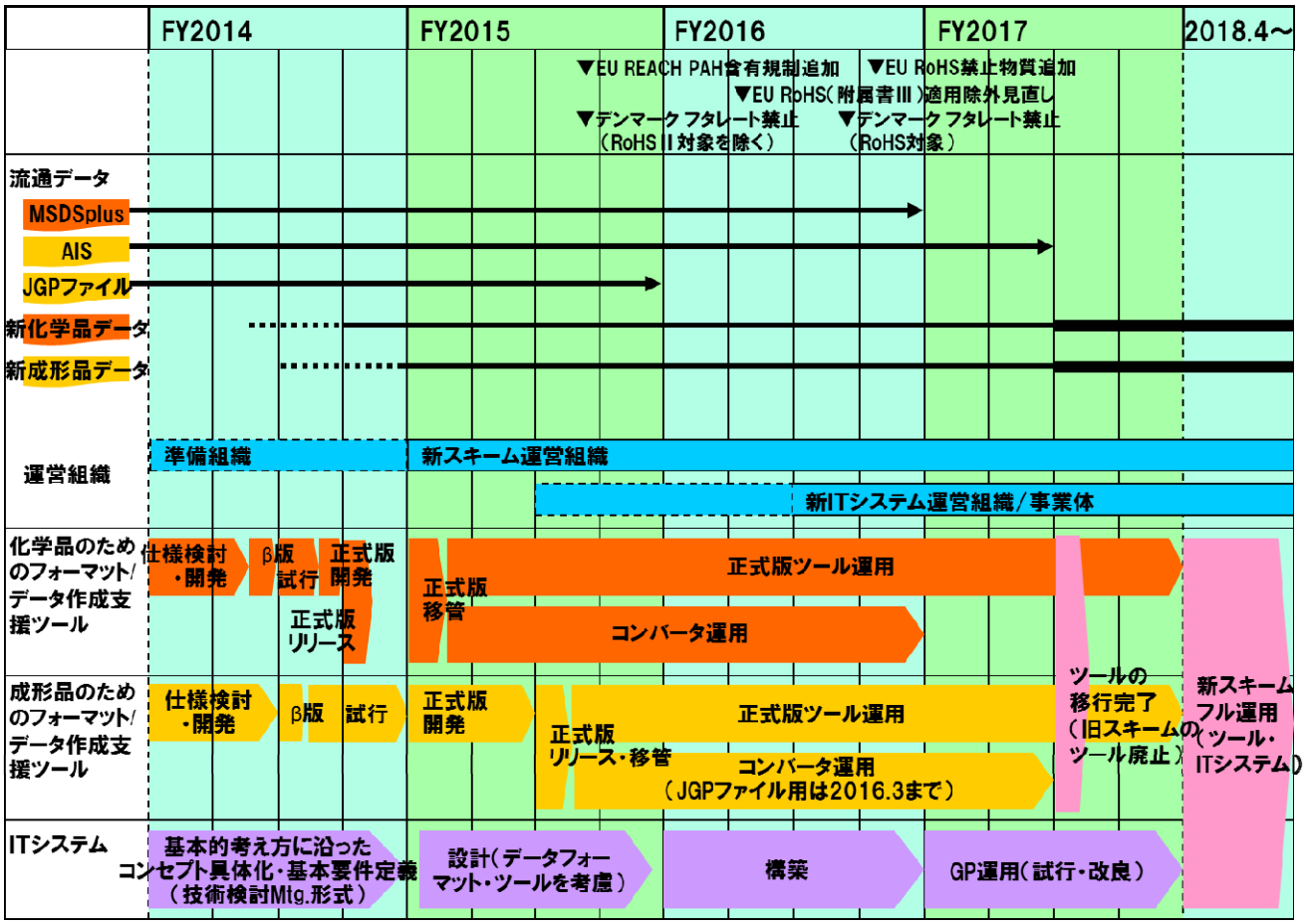

図 3-2 （参考）新スキームへの移行ステップ・スケジュールのイメージ

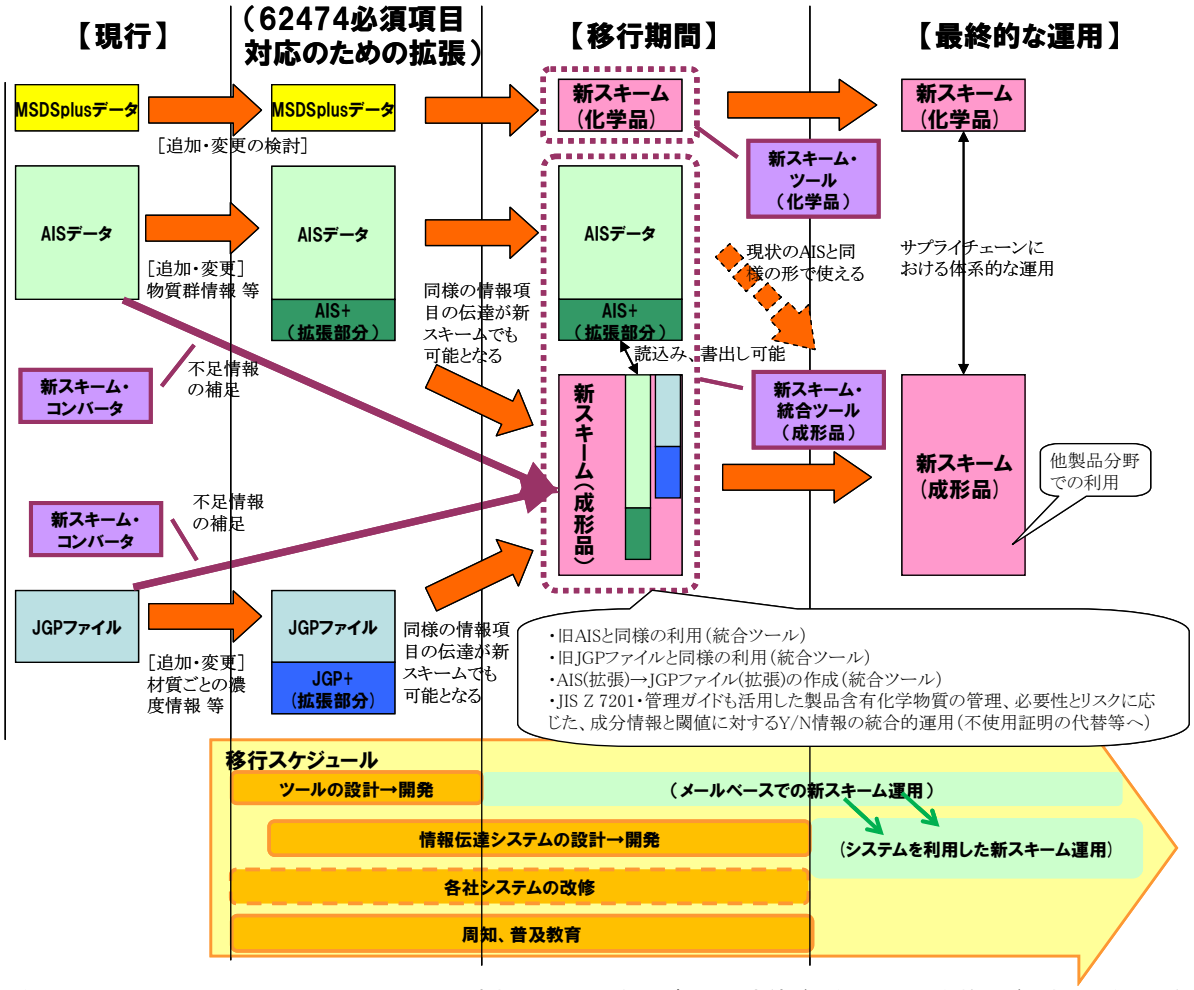

（注）IEC62474 の XML スキーマについては、現時点では発行されたばかりで実績が少ない。十分な検証ができていない可能性がある場合には、柔軟に対応する。

図 3-3 主な現行スキームから新スキームへの移行のイメージ（成形品）

3.4 新スキームの具体化に向けた今後の主な課題検討

以下の事項については、この取りまとめを踏まえつつ、来年度以降の検討体制・準備体制において、具体化に向けて更なる検討を進める。

＜データフォーマット・データ作成支援ツールの詳細な仕様・運用ルール等の決定＞

■ 「2. 新たな情報伝達スキームの具体的考え方」において言及した、今後更なる検討が必要な論点について検討を進める。

＜電気電子機器以外の製品業界との連携、海外との連携＞

■ 電気電子機器以外の製品業界の利用に対応したエリアを設定すべく、来年度のフォーマット・ツールの開発段階において、他の製品業界に対し検討への参画を呼びかける。

■ 来年度のフォーマット・ツールの開発段階において、BOMcheck（欧州）や IPC-1752（米国）など、IEC62474 準拠を標榜する他の仕組み・規格との調整・連携を図る。

＜新スキームの運営のための組織体制・経営基盤の具体化＞

■ 組織体制について、事務局長・スタッフ・技術委員会等それぞれの詳細な権限・役割分担、トップマネジメント体制（総会等）の具体的な在り方、事務局長等の業務執行の適正性の担保（業務監査等）の仕組み、運営組織と外部関係団体（日化協・JEITA 等）との連携方法など、具体的な在り方を検討する必要がある。

■　経営基盤について、安定的な収入基盤の構築に向け、データ作成支援ツールへの課金等に関する具体案（具体的な料金設定、料金徴収方法、サードベンダーが提供するツールとの市場競争を含めたビジネスモデルの構築、海外ユーザへの課金の在り方、新スキームの立上げ期における収支見通し・計画など）を検討する必要がある。

＜新スキームの IT システムの検討＞
■　IT システムについて、「GP と種々の AS で構成される分散データベース型システム」との方向性を具体化する検討は、来年度からのプロセスで行うこととする。（基本設計、詳細設計、ビジネスモデル（データフォーマット・データ作成支援ツールとのリンケージの有無を含む）、全体コスト、利用料金設定、運用組織の在り方など）

国（経済産業省及び関係省庁）においても、来年度以降、以下の検討・取組を進める。

＜来年度の新スキーム検討体制・準備体制に対する関与・更なる情報のインプット等＞
■　来年度の経済産業省委託先事業者の WG における検討には、経済産業省も参加する。
■　来年度の検討において更に必要となるデータやファクト（例えば、標準伝達フォーマットの外側で要求されている「独自様式」の種類・内容や、それらが要求されている背景の更に詳細な分析、中小企業のニーズに関する更に詳細な分析等）を収集し、検討体制へのインプットを進める。

＜新たな情報伝達スキームに係る法的フレームワーク（SDS に係る論点を含む）の検討＞

- 今回検討している新たな情報伝達スキームについて、これに則った情報伝達が「法律に基づくコンプライアンスである」との位置付けを付与することは、新スキームの普及において極めて有効だと考えられる。
- また、現在、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）に基づく SDS（経済産業省所管）と「労働安全衛生法」に基づく SDS（厚生労働省所管）の位置付けの整理が課題に挙がっており、その検討と併せて、新たな情報伝達スキーム（特に川上の化学品部分）と SDS の関係についても検討を行う。
- 上記を含め、来年度以降、経済産業省及び関係省庁において、新たな情報伝達スキームに係る法的フレームワークの検討を進めていく。

＜新たな情報伝達スキームを国際機関・政府間レベルでアジア諸国・先進各国等に普及する取組＞

経済産業省として、関係省庁と連携しつつ、例えば以下のような国際機関レベル及び個別政府間レベルの様々なチャンネルを通じ、新たな情報伝達スキームの国際的な紹介・普及を進める。

- 現在、国連環境計画（UNEP）において、製品含有化学物質プログラム（Chemical in Products (CiP) Programme）のガイダンス策定作業が進んでいるところ、「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」（SAICM）の日本政府窓口である環境省と連携し、日本における情報伝達スキームの状況（本研究会における検討を含む。）をインプットするとともに、そのブラッシュアップに貢献する。
- アジア太平洋経済協力（APEC）化学ダイアログ、日アセアン経済産業協力委員会（AMEICC）化学産業ワーキンググループ等の多国間（マルチ）の枠組みにおいて、新スキームの取組を紹介するとともに、各国政府担当者とのコンタクトを広げる。
- アジア諸国との二国間（バイ）の枠組み（タイ・ベトナムとの二国間協力協定（MOC）等）を活用し、各国政府に対し、新たな情報伝達スキームの紹介・普及を進める。
- 日 EU 産業政策対話等の枠組みを通じ、欧州委員会の企業・産業総局及び化学品庁（ECHA）との間において、情報伝達スキームの在り方について議論を行う。

（ 以　上 ）